



令和 2 年 第 3 回 総 会  
会 議 録

期 日 令和 2 年 3 月 2 7 日

場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

## 第3回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和2年3月27日(金)

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	13	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	14	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	15	農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について
5	16	農地法第5条許可申請について
6	17	農用地利用集積計画の調整について
7	18	職員の人事異動について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
3月27日	午後3時00分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	沖園 強	農業委員
	2番	原田 克子	農業委員
	3番	依積田 広昭	農業委員
	4番	眞茅 文男	農業委員
	5番	鮫島 裕次	農業委員
	6番	水野 正子	農業委員
	7番	楠 義文	農業委員
	8番	天達 範隆	農業委員
	9番	中原 敬彦	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	篠原 正	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田 正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 下山 健一  
主幹兼農地係長 永江 靖博  
農地係参事補 前原 光博

午後3時00分 開会

議長 令和2年第3回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。2番原田克子委員、3番俵積田広昭委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第13号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番、地目・面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号12号は所有者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

解約面積は畑が1筆で1,554㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号12号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第14号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

名簿登録番号、俵積田地区24号、〇〇〇〇さんは経営類型、甘しょ専門型で経営面積は500aです。農業労働力は2名です。福永さんは、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第4号、議案第15号、整理番号2号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)について説明いたします。

申請人は木原町の〇〇〇〇さんです。

申請地は木原町〇〇番で萩原工業所から南に約〇〇mの場所にあり、農用地区域外に隣接する登記地目畑、現況遊休農地となっている土地です。

申請地は、隣接する宅地の駐車場として利用します。

農用地の集団性、農用地区域の利用上の支障、担い手に対する利用集積等へ影響を及ぼすおそれは無く、農業振興地域整備計画変更についてはやむを得ないものと思われま

以上です。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号2号について、原田委員をお願いします

2番(原田委員) 3月17日、俵積田広昭委員、桑原推進委員、事務局の永江係長、前原さんと現地調査を行ないました。

申請地は事務局の説明のとおりです。

周辺に住宅、原野等が点在する農用地区域外の土地と接しており、農用地区域の利用上の支障、集団性の保持などの影響もなく、計画変更については特に問題のないものと思われま

以上です

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、原案の通り申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件で、所有権の移転に関する申請が3件・使用貸借権の設定が2件です。

整理番号9号

整理番号9号の申請地は明和町〇〇番〇，畑，53㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，団体職員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「住宅敷地が手狭で車を停められないため，申請地を駐車場として利用したい。」とのことです。

整理番号9号の申請地は，8ページに掲載してあります。

平田町・ジョイフル枕崎店より，東側〇〇mに位置します。

農地の区分は第1種低層住居専用地域の指定がされており，都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断します。

計画面積は53㎡で問題のないものと思われます。

計画内容は普通自動車1台分の駐車場の整備です。

駐車場への転用にあたり，分筆し，申請地を車庫として，整備されるものです。

道路と同じ高さにするため，40cmの切土をおこないますが，北側農地境界に60cmのブロック積を施します。

整理番号10号

整理番号10号の申請地は平田町〇〇番，田，423㎡です。

借人は〇〇〇〇さん，鯉節製造業です。

貸人は〇〇〇〇さん，無職です。

使用貸借権の設定です。

転用目的は駐車場及び薪籠置場です。

申請事由は，「鯉節工場従業員用の車置場がないので申請地に駐車場を設置し，併せて薪籠置場を設置したい。」とのことです。

申請地は，10ページに掲載してあります。

平田町・ジョイフル枕崎店より，北側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，準工業地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

計画面積は駐車場部分が 303 m<sup>2</sup>、薪用籠置場が 120 m<sup>2</sup>であり合わせて 423 m<sup>2</sup>で、問題のないものと思われます。

計画内容は普通自動車 7 台分及び薪用籠 16 台分の置場の整備です。

駐車場・薪用籠への転用にあたり、1mの盛土をおこないますが、北側及び西側農地境界には法面保護を施します。

整理番号 11 号

資料 3 ページ，農業振興地域整備計画変更協議に係る申請と同時申請になります。

したがって、本案件は、本総会で許可することに異議がないときは、農業振興地域整備計画の公告後に鹿児島県農業委員会ネットワーク機構へ諮問し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可することになります。

整理番号 11 号の申請地は木原町〇〇番，畑，267 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，パートです。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「隣接する自宅への通路が狭く，入りづらく，また，来客用の駐車スペースを確保したいので，申請地を駐車場として利用したい。」とのこと。

申請地は，4・5 ページに掲載してあります。

県道 枕崎，知覧線沿い栄中町，萩原工業所から南側約〇〇mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は，農振除外後は，10ha 以上の集団性があるため，第 1 種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の概ね 50m以内に既存住宅が 3 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を駐車場の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は，駐車場で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は普通自動車 3 台の駐車場です。

造成については，現況のまま，整地のみで，周囲境界には，既存の石積みが施され，周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

隣接する農地もなく，工作物を設置しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については，自然流下により排水兼用の道路を介して北西側水路により処理する計画です。

整理番号 12 号

整理番号 12 号の申請地は栄本町〇〇番〇，畑，493 m<sup>2</sup>です。

借人は〇〇〇〇さん，会社員です。

貸人は〇〇〇〇さん，自営業です。

使用貸借権の設定です。

貸人は借人の父です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家であり、父より土地を借りうけて申請地に自宅を建築するため。」とのことです。

申請地は13, 14ページに掲載してあります。

栄本町、井上工業より南東側へ約〇〇mに位置しています。

一般住宅への転用にあたり、分筆し、申請地を一般住宅として、利用されるものです。

造成にあたっては、現状のまま、整地のみで、境界にはブロック積みが施してあります。

建物は、高さ3.6mの平屋であり、境界から2.0m以上控えて建築します。

なお、申請人より「平成30年に甘しょを栽培する計画で、本申請地を取得しましたが、石が出るなど土壌の状態が悪く、保管理しています。今回、子より、申請地を住宅として、利用したいとの要望があったため、一般住宅として貸付けたいとのことであり、土地の有効利用の面や農業をする上で、支障がないため、許可いただきたい。」との理由書が添付されております。

なお、分筆し農地として残る部分は、所有者が家庭菜園として利用するとのことです。

申請地に隣接する道につきましては、父親所有の公衆用道路ではありますが、通行については、承諾は得ているとのことです。

整理番号13号

整理番号13号の申請地は板敷南町〇〇番、畑、1,554㎡です。

譲受人は松野下憲広さん、会社員です。

譲渡人は板敷初夫さん、農業、です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「発電のために必要な日照が確保できる申請地に太陽光発電施設を設置するため。」とのことです。

整理番号13号の申請地は、16・17ページに掲載してあります。

鹿児島水産高校の北側約〇〇mに位置します。

農地の区分はJRさつま板敷駅より南側〇〇mに位置しており、500m以内農地に該当するため第2種農地と判断します。

転用目的は、太陽光発電施設で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は1,554㎡を太陽光パネル(252枚)49.5kwを設置する計画で問題のないものと思われます。

造成については現況のまま整地し、北側農地及び西側公衆用道路境界にはブロック積みを施し、東側及び南側境界に高さ30cmの畦畔と南側に調整池を設けます。

周囲には高さ1.5m程度のフェンスを設置し、隣地境界から約6m程度離して太陽光パネルを設置します。

パネルの高さは約1.0m程度で、パネル間はそれぞれ4.5m程度の間隔は確保する計画です。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

整理番号9号から13号までは、いずれも、被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号9号から11号までの3件について、原田委員をお願いします。

2番（原田委員） 3月17日に俵積田広昭農業委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

まず整理番号9号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は駐車場です。

9号の申請地は、説明にありましたとおり、明和町に位置する農地で、現在、保全管理されております。申請地北側は分筆された農地、東側及び南側は宅地、西側は道路です。

切土をおこないますが、境界にブロック積を設置し、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止します。

雨水については自然流下により、西側側溝へ放流します。

なお、分筆し農地として残る部分は、畑として利用することです。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。整理番号10号について報告いたします。

立会人は申請者の〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場及び薪用籠の置場です。

10号の申請地は、説明にありましたとおり、平田町に位置する農地で、現在、保全管理されております。

申請地北側及び西側は農地として耕されており、東側及び南側は道路です。

盛土をおこないますが、北側及び西側の農地境界には法面保護をおこない、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止します。

また、工作物の設置もないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、自然流下により西側水路により処理する計画です。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。整理番号11号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

11号の申請地は、説明にありましたとおり木原町の基盤整備地区に位置する集団的な農地で、現在、保全管理されております。

転用目的は先程事務局から説明したとおり駐車場です。

申請地の北側は雑種地、東側及び南側は宅地、西側は道路を介して畑です。

境界には、既存の石積みがあり、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止します。

隣接する農地もなく、工作物を設置しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、自然流下により排水兼用の道路を介して北西側水路により処理します。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま  
す。以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号12号及び13号の2件について、俵積田広昭委員お願いします。  
3番（俵積田委員） 整理番号12号について報告いたします。

3月17日に事務局の永江係長、前原さん、原田農業委員、推進委員の桑原さ  
ん、〇〇〇〇行政書士、立ち合いのもと現地確認を行いました。

申請地の位置説明は事務局の説明のとおりです。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北側は畑及び墓地、西側は宅地、東側は分筆された土地及び畑、南側は  
公衆用道路の私道です。

申請地は一般住宅に転用されますが残りは菜園として利用します。

境界には既存のブロック積があり周辺農地への土砂雨水の流失を防止します。

建物は、平屋であり、境界から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはあり  
ません。

雨水については、南側側溝へ放流により処理します。

生活排水も南側の市道に埋設されている下水道管へ排水します。

また、土地境界に、一部、崩壊が見られましたので、ブロックの積み増しをする  
など、十分な土留め対策をおこなうよう指導したところです。

平成30年に取得した農地であり、石が出るなどで、保全管理されており、住宅  
を建てることになった理由書も添付されております。

被害防除計画・資金調達計画も示されており、周辺の農業等に及ぼす影響はこれ  
までと変わらないと思われるので、やむを得ない申請ではないかと思われま  
す。

整理番号13号について報告いたします。

3月17日に事務局の永江係長・前原さん、原田農業委員、推進委員の俵積田  
正康さん、〇〇〇〇行政書士、立ち合いのもと現地確認を行いました。

申請地の位置説明は事務局の説明のとおりです。

転用目的は太陽光発電施設です。

北側は畑、西側は公衆道路、東側は市道、南側は山林です。

雨水については、東側・側溝へ放流により処理します。

西側に公衆用道路がありますが、周辺農地につながる道であるため、境界にブロ  
ック積みをするなど道幅を確保することや、東側の水路については、流出した土が  
入り込んでいたため、水路の復元など、十分な排水対策をおこなうよう指導したと  
ころです。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま  
す。以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか  
(質疑なしと呼ぶものあり)

議長 ないようですので、質疑・意見を終結いたします。  
お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号9号から13号までの5件のうち、整理番号11号については、鹿児島県農業委員会ネットワーク機構から許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可することに、それ以外の4件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 利用権設定

日程第6号 議案第17号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

大字・字・地番・地目・面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号41号から50-2号まで利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外9名、利用権設定をする者、〇〇〇〇さん外40名で設定面積は、畑が93筆で110,336㎡、樹園地が8筆で8,672㎡です

次に所有権移転です。

整理番号4号、譲渡人は塩屋南町の〇〇〇〇さん、譲受人は国見町の〇〇〇〇さん。経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で移転面積は1筆で348㎡です。

整理番号5号、譲渡人は横浜市の〇〇〇〇さん、譲受人は緑町の〇〇〇〇さん。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は1筆で2,403㎡です。

整理番号6号、譲渡人は中町の〇〇〇〇さん、譲受人は大塚中町の〇〇〇〇さん。経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で移転面積は1筆で266㎡です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。  
(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号41号から50-2号まで、並びに所有権移転の整理番号4号から6号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第17号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第7号職員の人事異動についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第7号議案第18号職員の人事異動について説明いたします。

議案書の21ページをごらんください。

去る3月25日に、市職員の令和2年4月1日付人事異動の内示がありました。

今回の内示では、事務局長兼農業振興係長が3月31日付で市長事務部局へ出向し、退職いたします。

その後任につきましては、税務課より事務局長兼農業振興係長として、駒水孝広さんが任命されることとなっています。

農業委員会事務局職員の任免については、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び枕崎市農業委員会事務局設置規則第6条に、『職員は、農業委員会が任免する』と規定されておりますことから、今回の人事異動に当たって、農業委員会の議決を得ようとするものです。

以上でございます。

議長 お諮りいたします。

日程第7号職員の人事異動については提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

ここで、新しく事務局長になられる駒水さんに自己紹介をお願いしたいと思います。

駒水氏 皆様お疲れ様です。

ただいま皆様の軽やかな声で承認をいただきまして、税務課から農業委員会の事務局長として仕事をすることができるなど実感したところであります。

皆様の協力をいただきながら農業委員会が果たすべき役割を充分できるように私も微力ながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞこれからよろしくお願ひ致します。

議長 ありがとうございます。

それでは、しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午後17時00分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

---

会議録署名委員 原田 克子

---

会議録署名委員 俵積田 広昭

---